

花垣地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い花垣地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を花垣地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。
伊賀市予野9669番地の2 花垣地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は花垣地区内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(協定の締結)

第5条 協議会は、市と伊賀市自治基本条例の定めによる支援及び協働して行う業務に関する事項を定めた協定を締結するものとする。

(事業及び業務)

第6条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業及び業務を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 人権啓発活動
- (6) 交流活動
- (7) 地区市民センターの管理運営
- (8) その他目的達成のために必要な事業
- (9) 前条の規定による必須業務及び選択業務

第2章 組織

(会員)

第7条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 花垣地区に居住する住民
- (2) 自治会及び花垣地区住民で構成する団体
- (3) その他運営委員会の承認を得た者

(役員等)

第8条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
書 記	1名(副会長のうちの1名が兼ねる)
会 計	1名
監 事	2名
事務局長	1名

- 2 会長、副会長、理事及び監事は運営委員会で推薦し総会において承認する。
- 3 書記、会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 協議会に参与を置くことができる。参与は、会長が任命して運営委員会で承認を得るものとする。

(役員等の職務)

第9条 協議会の役員等の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 書記は、協議会の書記業務を処理する。
- 5 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 7 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 8 参与は、会長の求めに応じて協議会業務について助言をすることができる。

(役員等の任期)

第10条 第8条の役員等の任期は会長、会計、事務局長は3年とし、その他は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

第3章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、運営委員会（以下「会議」という。）とする。

(会議の開催及び運営)

第12条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は公開を原則とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、役員及び実行委員会の部会員等をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は運営委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、監事、の承認及び書記、会計、事務局長の承認
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) 地区市民センターの運営に関すること
 - (5) 規約の改廃に関すること
 - (6) その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局長、各自治会、各部会から選出された者により構成する。

- 2 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができる。
- 6 運営委員会は、会長、副会長、監事の推薦をする。
- 7 運営委員会は、地区市民センターの運営委員会を兼ねる。
- 8 会長、事務局長は、地区市民センターの管理運営について協議し、必要に応じて運営委員会に報告する。

(実行委員会)

第15条 実行委員会は、地域まちづくり計画の策定や、総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施する。

- 2 実行委員会に次の部会を置く。
 - (1) 生活環境部会
 - (2) 教育文化人権部会
 - (3) 健康スポーツ部会
 - (4) 福祉厚生部会
- 3 部会員は、各団体及び各自治会から選出された者並びに地区に居住する住民で、実行委員会への参加を希望する者により構成する。
- 4 部会には、部会長及び副部会長並びに広報担当を置く。
- 5 部会長及び副部会長並びに広報担当は、部会員の中から選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 広報担当は、部会での活動状況を整理して事務局等に報告する。

- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第16条 部会間の調整は運営委員会があたることとする。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

第4章 財務

(会計)

第17条 協議会の運営等に要する経費は、地区分担金、交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 その他

(規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第19条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

1. この規約は、平成17年4月12日から施行する。
2. 平成17年度の会計年度は、第17条の規定に拘らず、協議会設立の日から平成18年3月31日までとする。
3. この規約は、平成19年4月26日から一部改正して施行する。
4. この規約は、平成21年4月1日から一部改正して施行する。
5. この規約は、平成23年4月27日から一部改正して施行する。
6. この規約は、平成25年4月26日から一部改正して施行する。
7. この規約は、平成27年5月19日から一部改正して施行する。
8. この規約は、令和元年5月14日から一部改正して施行する。
9. この規約は、令和4年4月28日から一部改正して施行する。
10. この規約は、令和5年4月27日から一部改正して施行する。